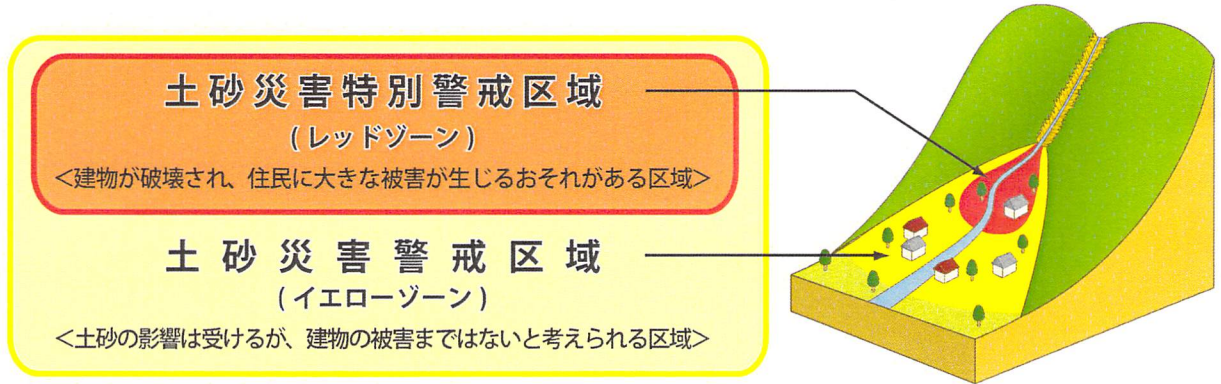


高森町 土砂災害警戒区域マップ

土砂災害警戒区域等の指定について

土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されました。



レッドゾーンに指定されると

特定開発行為に対する規制

- 他人のための住宅、社会福祉施設、学校及び医療施設などの建築物を建築するために行う開発行為には知事の許可が必要です。

建築物の構造規制

- 居室を有する建築物は建築許可が必要です。
- 想定される衝撃に対して建築物の構造が安全なものなければなりません。

※ 新築及び増改築時のみ適用されます。

建築物移転等の勧告

- 所有者及び管理者等に対し、当該建築物の**移転等の勧告**が行われます。

＜移転支援＞

- ・ 住宅金融公庫の融資
- ・ 住宅移転事業による補助
- ・ 日本政策投資銀行の融資
- ・ 不動産取得税の特別措置

イエローゾーンに指定されると

高森町が中心となって、警戒避難体制を整備していきます。

- ・ 地域防災計画書への記載
- ・ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達
- ・ 避難・救助体制の整備
- ・ 防災教育の普及



※ この防災マップに掲載されている土砂災害警戒区域等のデータは平成 24 年 3 月 31 日現在のものです。他の箇所につきましては、熊本県において、詳細な調査がなされ、地域の皆さまに公示された段階で、広報誌や、回覧・ホームページを通じて周知させていただきます。